

第103期 定時株主総会 招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告

業務の適正を確保する体制

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

株式会社 佐賀共栄銀行

■事業報告

業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守については、「コンプライアンス運用規程」、「コンプライアンス・ガイドブック」を策定し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、コンプライアンス連絡会において「コンプライアンス・プログラム」を年1回策定し、コンプライアンス研修等の実施状況について検証する。

法令等遵守の統括部署として本部に人事部コンプライアンスグループを設置するとともに、各営業店・本部各部の長をコンプライアンス担当者として設置し、コンプライアンスに関する情報の一元的管理を実施する。なお、反社会的勢力への対応については、事務統括部金融犯罪対策グループがその一元的管理を行い、反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せることなく、取締役が適切に関与し組織全体として対応する。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止については経営の最重要課題の一つと捉え、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針」を定め、関係法令を順守しつつ、機動性・実効性のある管理態勢を構築する。

また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部組織として人事部担当取締役を長とするコンプライアンス連絡会を設置して、コンプライアンスに関する事項について審議し、取締役・使用人の業務の適切性を確保する体制とする。

取締役・使用人が人事部に設置している行内通報相談窓口に対して、法令違反等の情報を通報することができる「内部通報制度」を設けている。

また、人事部監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、「監査規程」に基づく内部監査を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「文書取扱規程」、「文書の保存処分取扱規程」において、情報の保存及び管理・処分等の方法に関する事項を定め、取締役はこれに従うものとする。

- (3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

統一的なリスク管理体制を確立するために、「リスク管理方針」、「リスク管理基準」を定め、統合リスク管理の統括部署を総合企画部経営企画グループとする。

また頭取を委員長とするリスク管理委員会を設置して、銀行業務全般に係わるリスクを的確に認識して総合的に管理し、現在及び将来に向けて各種リスクを許容範囲内へと抑制し、経営の健全性を確保する体制を構築する。

更に、当行の保有するすべての情報資産の適切な保護を実現するための安全対策に関する基本方針として「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード（安全対策基準）」を定めるとともに、当行の保有する個人情報の適切な保護と利用を図るために「個人情報保護規程」、「個人情報保護規程細則」を定める。

不測の事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、リスクの拡大を防止し、業務継続体制を維持する。

人事部監査室は、「監査規程」に基づいて、リスクの種類及び程度に応じた監査方針、重点事項等の監査基本計画の基本方針を取締役会で決定し、総合企画部経営企画グループを含めた各リスク管理担当部署の適正性、適切性について、独立した立場から監査を実施し、その結果については監査報告会に報告することとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役・使用人の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制として、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「機構並びに事務分掌規程」、「職務権限規程」を定める。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととし、当該使用人の選定については事前に監査等委員会と協議する。
- (6) 前号の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査等委員会補助使用人は、専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、他部署の役職員を兼務せず、監査等委員以外の者からの指示命令を受けないものとする。なお、監査等委員会補助使用人の任命及び異動については、事前に監査等委員会と協議する。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
すべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、「コンプライアンス運用規程」に基づき、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件について、適時・適切に監査等委員会に報告する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンスに関する報告・相談要領」に基づき、前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (9) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。株主総会に付議する監査等委員選任議案の決定にあたっては、監査等委員会と事前に協議する。

また、常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧や、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に報告を求めることができる。

なお、監査等委員会は、当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。

また、監査等委員会から求めがあるときは、人事部監査室が監査等委員会へ協力するものとする。

当該体制の運用状況の概要

当行は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っている。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりである。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

取締役会を17回開催した。また、経営方針及び重要事項等の執行に関する協議のため経営会議を21回開催したほか、監査報告会（頭取を委員長）を11回、リスク管理委員会を15回（うち、不良債権処理2回）、コンプライアンス委員会を4回、コンプライアンス連絡会を11回開催した。

(2) リスク管理体制

リスク管理委員会は、各種リスクに関する対応方針の決定や、他の各種リスク委員会（信用リスク委員会、ALM委員会、事務リスク・システムリスク委員会等）からの付議・報告等を行っている。また、重要事項については取締役会に付議、または報告している。

(3) コンプライアンス態勢

年1回コンプライアンスプログラムをコンプライアンス連絡会で定め、同連絡会で進捗状況をモニタリングしているほか、コンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力等との取引の遮断などについても同連絡会で審議している。なお、重要事項については、コンプライアンス委員会及び取締役会に付議または報告をしている。

(4) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、人事部監査室、リスク管理統括部署及び人事部コンプライアンスグループと、原則として毎月情報交換を行っている。また、監査等委員、会計監査人、人事部監査室とは、それぞれ四半期毎に情報交換を行っている。

■計算書類

第103期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
			別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	2,679	1,259	894	4,367	3,168	8,430
当期変動額						
利益準備金の積立			31		△31	—
剰余金の配当					△153	△153
当期純利益					301	301
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					41	41
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	31	—	158	189
当期末残高	2,679	1,259	925	4,367	3,326	8,620

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△ 71	12,297	881	496	1,377	13,675
当期変動額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△153				△153
当期純利益		301				301
自己株式の取得	△2	△2				△2
土地再評価差額金の取崩		41				41
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			1,519	△41	1,478	1,478
当期変動額合計	△2	186	1,519	△41	1,478	1,665
当期末残高	△74	12,484	2,401	455	2,856	15,341

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については原則として決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のある株式及び投資信託以外については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～47年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
なお、該当するリース資産はありません。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
なお、外貨建負債は保有しておりません。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

7. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」計上しております。ただし、投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、その金額を「国債等債券償還損」に計上しております。

当事業年度は、投資信託の期中収益分配金等が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に109百万円を計上しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、重要な会計上の見積りを開示しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金 3,203百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上で、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

各債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は70百万円、延滞債権額は4,840百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は21百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,050百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,983百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、513百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、112百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	16,629百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	13,200百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として有価証券3,433百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金46百万円が含まれております。
なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,545百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが12,461百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、時点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 605百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 3,025百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 211百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,505百万円であります。
13. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額0百万円（本件は取締役会の承認を得ております。）
14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、31百万円であります。

(損益計算書関係)

減損損失

当事業年度において、保有目的の変更等により、以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額85百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	用 途	種 類	金 額
佐賀県内	営業用店舗3か所	土地、建物	85百万円
合 計			85百万円

当行は、グルーピングの単位は営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部等銀行全体に関連する資産については共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、路線価等の市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額により算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	22,034,500	—	—	22,034,500	
合 計	22,034,500	—	—	22,034,500	
自己株式					
普通株式	172,487	7,016	—	179,503	(注)
合 計	172,487	7,016	—	179,503	

(注) 普通株式の自己株式の増加7,016株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	87	4.0	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	65	3.0	2020年9月30日	2020年11月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	65	利益剰余金	3.0	2021年3月31日	2021年6月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務の他、代理業務、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売等の銀行業務を行っております。資金運用手段は国内の取引先及び個人への貸出金であり、余剰資金については安全性の高い金融資産にて運用しております。資金調達手段は主に預金であり、コールマネー、借入金、社債等であります。これらについては金利変動のリスクを有しているため、総合的管理（ALM）により取組方針を決定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、株式、債券、投資信託及び組合理出資金であり、目的別に売買目的、満期保有目的、その他有価証券（売買・満期保有以外の目的）に分類して保有しており、各々が発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

また、当行が有する金融負債は主として預金、コールマネー、日本銀行からの借入金、社債であり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少または消失し、当行が損失を被るリスク）の管理

当行は、与信業務の基本的な理念・指針・規準等を明示した「融資審査の規準（クレジットポリシー）」に基づき、健全な資産の充実を図るため、債務者毎に財務内容、信用格付、与信額等についてのモニタリングを実施し、定期的に取り締役会へ報告しています。また、一定金額以上の案件については「融資権限規程」に基づき、信用格付毎に決裁権限額を定め、これを超過する案件については経営陣を含めた会議上で取組方針を決定し、信用リスクを的確に認識・評価する体制を整備しております。

信用リスクに関わる管理は、業務統括部にて適正な与信管理体制の構築を行うこととし、さらに与信監査部門（人事部監査室）による与信管理状況の監査を実施しております。

有価証券は売買目的債券、満期保有債券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、その他有価証券についても格付の高い証券を対象とし、保有限度を定めリスクの分散を図っております。

②市場リスク（市場価格、金利等の変動リスク）の管理

当行は、「市場リスク管理方針」を定め、市場リスクに係るリスクを把握し、これを当行として取り得る許容範囲に収めることによりリスクを限定し、適切な管理態勢の維持・向上に努めております。計測かつ管理が可能なリスクについては、能動的に一定のリスクを取り、収益機会を捉えていきますが、計測または管理が不可能なリスクは回避することを基本としています。

金利リスクについては、ALMIによってギャップ分析や金利感応度分析等を用いてリスク量をモニタリングし、月次ベースでALM委員会へ、また、四半期ベースでリスク管理委員会へ報告しております。なお、金利変動リスクをヘッジするデリバティブ取引は行っておりません。

価格変動リスクについては、「有価証券運用規程」ならびに「同細則」に基づき、ALM委員会にて継続的に市場環境や財務状況をモニタリングしており、リスクの把握に努めております。

業務の運営にあたっては、可能な限りリスク量を把握し、迅速な対応が図れる体制とし、かつ、フロントオフィス（市場部門：総合企画部市場金融グループ）・バックオフィス（事務管理部門：事務統括部事務グループ）・ミドルオフィス（リスク管理部門：事務統括部事務グループ、ALM委員会）に分離した体制とし、相互牽制の機能強化を図っております。

預金・コールマネー・借入金・社債・貸出金・有価証券の市場リスク量の計測については、分散共分散法によるVaRを採用しており、計測モデルを使用して算出しております。また、それぞれの定量基準は、預金・コールマネー・借入金・社債・貸出金が観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99%、有価証券が観測期間1年、保有期間3ヶ月、信頼区間99%を基準として採用しております。

上記の計測手法による2021年3月31日現在の市場リスク量は、預金・コールマネー・借入金・社債・貸出金が156百万円、有価証券が4,838百万円（評価損益を考慮した場合は3,003百万円）、合計で4,994百万円（評価損益を考慮した場合は3,159百万円）となります。

計測したVaRと実際の損益を比較するバック・テストを実施した結果、預金・コールマネー・借入金・社債・貸出金、有価証券それぞれで使用している計測モデルは十分な精度を確保していると考えております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動に基づき統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない場合があります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当行は「流動性リスク管理方針」に基づき、ALM委員会において「緊急時の資金繰り」及び「向こう3ヶ月の予想」を分析し、リスクコントロールを図っております。

また、流動性リスクを資金繰りリスク（運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク）と、市場流動性リスク（市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるなどにより損失を被るリスク）と定義し、資金繰り管理部門（事務統括部事務グループ）と流動性リスク管理部門（総合企画部市場金融グループ）へ分離した組織体制を構築し相互牽制機能を確保しております。

資金繰りリスクについては、事務統括部事務グループが作成する「週間資金繰り予定表」をもとにした大口資金移動等による資金繰りへの影響度の把握に加え、内部環境・外部環境の情報を総合的に分析して資金繰りを予測し、リスクの軽減に努めております。また、万一資金繰りが危機事態に陥った場合でも、「コンティンジェンシープラン」を策定し、緊急時における態勢も整備しています。

市場流動性リスクについては内部環境・外部環境の動向を分析・評価し、リスクの所在・影響を把握するとともに、分析結果を資金繰り管理部門へ還元しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	21,259	21,259	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	60,054	60,054	—
(3) 貸出金	196,126		
貸倒引当金 ^(*)	△3,185		
	192,941	195,364	2,422
資産計	274,255	276,678	2,422
(1) 預金	246,340	246,446	106
(2) 借入金	13,200	13,200	—
負債計	259,540	259,646	106

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債の時価は、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利率に信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^(※1)	148
②組合出資金 ^(※2)	9
合計	158

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,258	3,314	1,944
	債 券	31,935	31,423	511
	国 債	5,263	5,099	163
	地 方 債	6,606	6,499	107
	社 債	20,065	19,825	240
	そ の 他	13,812	12,561	1,251
	小 計	51,006	47,300	3,706
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,107	1,210	△103
	債 券	3,803	3,851	△48
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	3,803	3,851	△48
	そ の 他	4,136	4,212	△75
	小 計	9,047	9,274	△227
合 計		60,054	56,575	3,479

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	2,750	182	63
債 券	2,262	5	41
国 債	199	0	—
地 方 債	1,193	0	6
社 債	869	4	34
そ の 他	3,327	154	29
合 計	8,340	342	134

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、221百万円（うち債券193百万円、株式28百万円）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	951百万円
有価証券評価損	110百万円
減価償却費	29百万円
その他	227百万円
繰延税金資産小計	<u>1,319百万円</u>
評価性引当額	<u>△726百万円</u>
繰延税金資産合計	592百万円
繰延税金負債	
^① 其他有価証券評価差額金	<u>△1,077百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,077百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△484百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	701円97銭
1株当たりの当期純利益金額	13円80銭

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項
当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当行は開示対象特別目的会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。